

／職住近接を実現する／

最大
3600万円

多摩地域・島しょ部の 働く場づくりを応援します



▶ 第1期申請期限：7/31（月）
▶ 第2期申請期限：10/31（火）

補助対象事業

1. 申請者（民間コース）

都内の市町村部に共用型サテライトオフィスを設置する企業等
（大企業、団体、NPOを含む）※

2. 主な申請要件

新規事業であること・関係法令を遵守した建物と確認できること・
事業計画段階であること※ ※その他要件があります。募集要項をご確認ください。



補助対象経費



整備 改修費

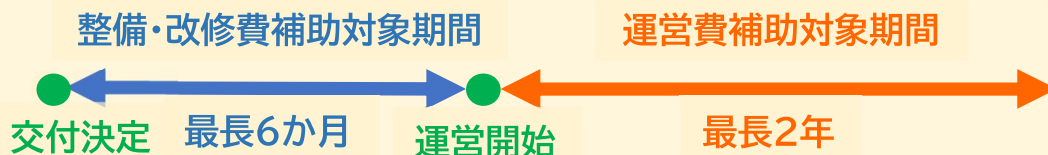
工事費、施工監理費、建物・施設取得費、賃借料、
備品費、広告費 【最大2,000万円】

運営費

人件費、備品費、賃借料、建物管理委託費、
広告費 【最大800万円/年×2年間】



サテライトオフィス設置等
補助金



申請書類受付・お問い合わせ先

（公財）東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 シェアオフィス運営係

TEL: 03-5211-2762（受付時間：平日9:00～17:00 ※12:00～13:00を除く）

MAIL: sate_office@shigotozaidan.or.jp

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/satellite.html>



各コースの補助内容

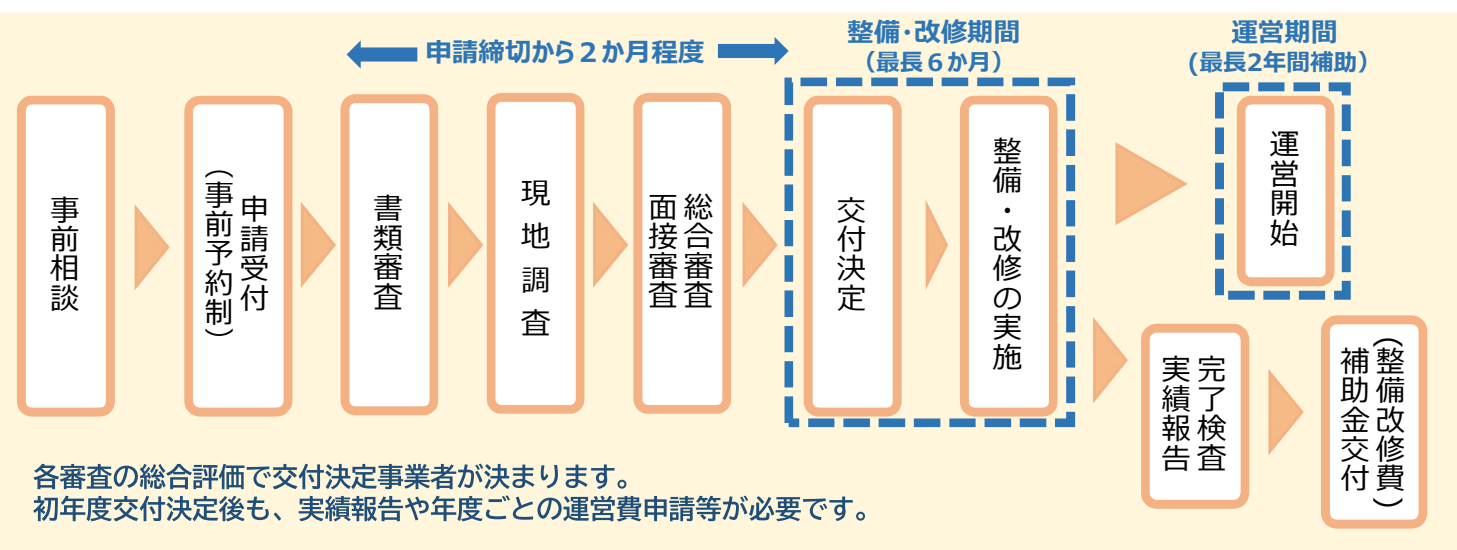
コース名	主な補助要件	補助限度額・補助率
①サテライトオフィス 設置コース	場所：都内市町村 座席：5席以上 面積：50㎡以上	○整備・改修費 1,500万円・(1/2) 〔最大2,000万円・(2/3)※〕 ○運営費（2年分）600万円／年・(1/2) 〔最大800万円／年・(2/3)※〕
②ミニワーケーション コース	場所：西多摩 ・島しょ等 座席：2席以上	○整備・改修費 133万円・(2/3)

※保育所等の併設又はスキルアップ支援等を実施する場合、整備・改修費及び運営費の限度額・補助率がアップ
サテライトオフィス設置推進地域に設置する場合、整備・改修費の限度額・補助率がアップ（詳細は募集要項参照）

★行政コースもあります。

※区市町村又は区市町村の外郭団体が設置するもの（区市町村が官民連携協定等により設置するものを含む）。

補助事業の流れ



補助金申請方法

申請受付期間：第1期：令和5年4月25日(火)～令和5年7月31日(月)17時締切
第2期：令和5年8月14日(月)～令和5年10月31日(火)17時締切

提出場所：東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル10階

※事前にメールで申請書類提出日時をご予約(申請書と事業計画書を添付、PDF形式・パスワード付)の上、申請書類一式をご持参ください。

本チラシ記載事項以外にも要件がございます。

申請にあたっては、当財団ホームページの「募集要項」を必ずご確認ください。

要項・申請様式はこちら ➡

サテライト 設置等補助金

